



平成30年度の算定基礎届は

7月2日(月)～10日(火)まで に

提出してください

(提出日が指定されている事業所はその日にご提出ください)



健康保険・厚生年金保険では、被保険者の「標準報酬月額」を実際に受けた報酬に合わせて毎年9月に決定し直します。

決定し直された「標準報酬月額」は、原則9月～翌年8月までの1年間固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

事業主の方は、7月1日現在で使用している全被保険者(※)について、4月・5月・6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、7月2日～10日(または指定された日)に提出してください。6月下旬に、あらかじめ被保険者の氏名などが印字された届出用紙が日本年金機構より送付されますので、期限内のご提出をお願いします。

※提出する年の6月1日以降に資格取得された方など、一部の方については今年度の算定基礎届の対象外です。

「賞与支払届」はすみやかに提出してください

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を事務センターに郵送することになっています。(管轄の年金事務所の窓口でも提出は可能です)

登録されている賞与支払予定月の前月に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届出用紙が日本年金機構より送付されますので、支払年月日や支給額などを記入し提出してください。

なお、登録されている賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合でも、「被保険者賞与支払届総括表」の提出は必要です。

また、「賞与支払届」は届出用紙による届出のほか、電子媒体(CD・DVD等)による提出や電子申請もご利用いただけます。



対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下支給のものをいいます。年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象です。

また、労働の対償とみなされない結婚祝金、病気見舞金等は対象外です。

詳しくは管轄の年金事務所にお問い合わせください。

ねんきんネットの アクセスキーが 年金事務所で発行できる ようになりました!



平成27年6月以降、年金事務所でのアクセスキーの発行を一時停止していましたが、平成30年1月から発行を再開しました。
この機会にぜひお申し込みください。

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで!

- ◆24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます!
- ◆将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます!

●従業員の方（ご家族の方も可能です）が記入された「申込書」を事業所でとりまとめて年金事務所に一括提出される場合も、原則として1人1枚の記入となりますので、お手数ですが申込書をコピー（片面白黒印刷で可）のうえご利用ください。



※事業主が「申込書」の項目を満たす任意様式（一覧表）を作成して年金事務所にご提出いただくことも可能ですが、従業員の方が記入される際に他人の基礎年金番号等が見えてしまうことがないように、個人情報保護にご留意ください。（例えば、最初に従業員の方が氏名等を記入された後、事業主が一括して基礎年金番号や住所等の個人情報を記入するなど）

※アクセスキーは、日本年金機構に登録されているご本人の住所宛に送付させていただきます。

※アクセスキー発行の申し込みは、年金事務所へお願いします。

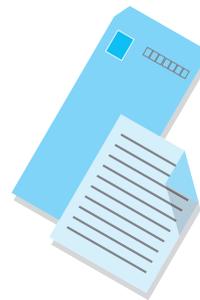
詳しくは管轄の年金事務所にお問い合わせください。

届書等は直接事務センターへ送付をお願いします!

事務センターへご提出いただくメリット

年金事務所でお預かりした届書等は、管轄の事務センターで、届書の審査・入力処理・発送業務を一括して行っています。届書等を事務センターへ直接ご提出(※)いただくことにより、事務処理が少しでも早くお客さまのお手元に健康保険被保険者証や通知書等のお届けが可能となります。

- 届書用紙は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) よりダウンロードすることができます。また、届書の記入例も掲載していますのでご活用ください。



👉 大阪府・奈良県・和歌山県の届書等送付先(郵便番号と事務センター名のみで届きます)

〒541-8533 日本年金機構 大阪広域事務センター行

※事務センターでは郵便受付のみ行っています。来訪による受付は行っていません。

電話・来訪でのお問い合わせは、年金事務所で行います。

- ・制度についてのお問い合わせ
- ・届書の記入方法や添付書類、処理内容等のお問い合わせ
- ・届書用紙の送付依頼等

お問い合わせ先 お近くの年金事務所へお問い合わせください。(開所時間8時30分～17時15分)



大手前	06-6271-7301	天満	06-6356-5511	淀川	06-6305-1881
福島	06-6458-1855	堀江	06-6531-5241	天王寺	06-6772-7531
貝塚	072-431-1122	東大阪	06-6722-6001	吹田	06-6821-2401
守口	06-6992-3031	市岡	06-6571-5031	玉出	06-6682-3311
平野	06-6705-0331	八尾	072-996-7711	豊中	06-6848-6831
枚方	072-846-5011	堺東	072-238-5101	堺西	072-243-7900
奈良	0742-35-1371	大和高田	0745-22-3531	桜井	0744-42-0033
和歌山東	073-474-1824	和歌山西	073-447-1640	田辺	0739-24-0434
新宮分室	0735-22-8441				

電子申請・電子媒体(CD・DVD等)による届出が可能です。

- ・電子申請(e-Gov)は、総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです。年金事務所に行く各種申請手続きをご自宅やオフィスのパソコンからオンラインで行うことができるサービスです。そのため、時間にとらわれず24時間いつでも届書をご提出いただくことができます。
- ・電子媒体(CD・DVD等)による届出は、大量の届書の作成を容易に行うことができるため、「従業員が多く、用紙で届書を提出するのは大変」とお考えの事業所にとっては、とても便利な方法です。

- 電子申請・電子媒体についてのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」をお願いします。

電話番号 0570-058-555 (ナビダイヤル)

(050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144)

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

健康保険・厚生年金保険

被保険者氏名変更・住所変更の手続きが変わりました!

マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化および事業主の事務負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。



❁ 手続きはどのように変わりますか?

被保険者の皆さまの氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して住基ネットから取得し、協会けんぽに情報提供を行います。

協会けんぽでは、日本年金機構から提供を受けた変更情報をもとに、氏名変更による新しい保険証を事業主の皆さまにお送りします。

❁ 古い保険証はどうすればよいですか?

事業主の皆さまにおかれましては、新しい保険証が届きましたら、被保険者の方にお伝えいただき、**それまでお使いの保険証と交換のうえ**、お渡してください。



❁ ご注意ください!

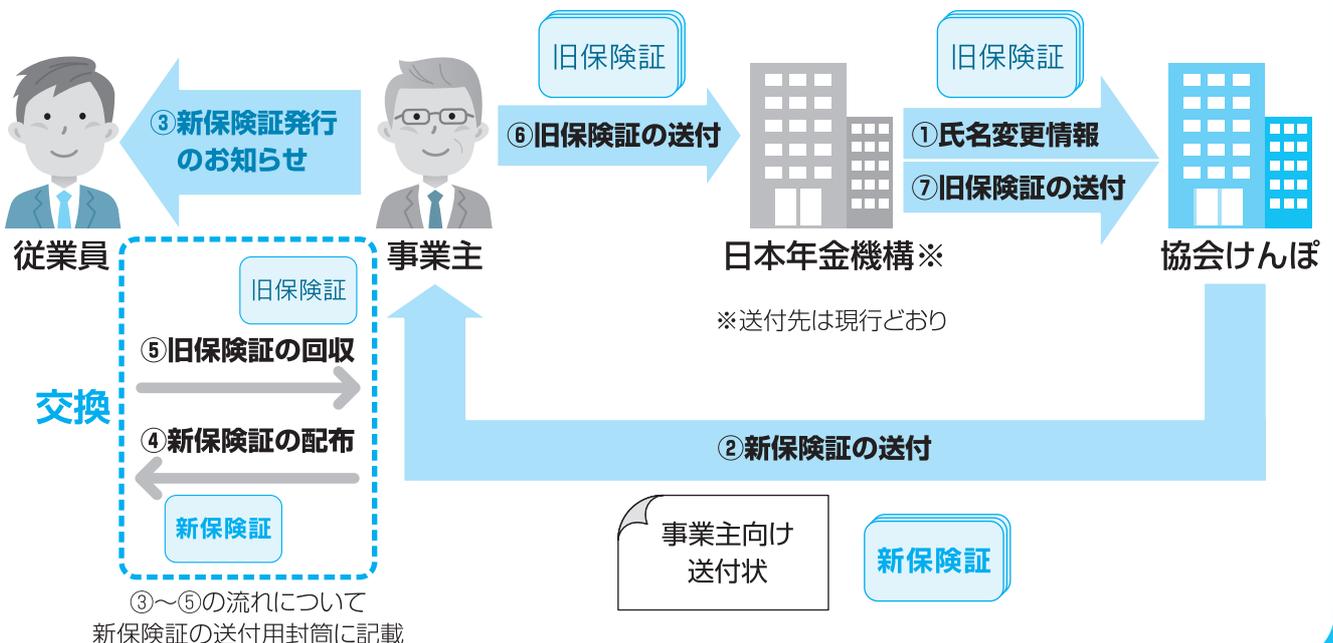
- ①被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われないため、従来と同様に被扶養者異動届により日本年金機構へ変更の届出をお願いします。
- ②被保険者の方であっても、70歳以上の方やマイナンバーを届出していない方については、氏名変更・住所変更の届出省略ができない場合があります。詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。

❁ 郵送先（居所）の登録について

住民票上の住所以外にお住まいの場合は、協会けんぽや日本年金機構からのお知らせの郵送先（居所）をご登録いただくことが可能です（健康保険・厚生年金被保険者および被扶養配偶者に限ります）。

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせください。

平成30年3月以降における当面の事務処理の流れ



◆事業主・加入者の皆さまへ◆

被扶養者資格の再確認を実施いたします

本年6月上旬より、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者資格を再確認いたします。事業主の皆さまには、「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかを確認していただき、被扶養者状況リストを返送してください。

▶ 確認の対象となる方

平成30年4月1日において18歳以上の被扶養者の方
(平成30年4月1日以降に扶養認定された方を除く)

▶ 実施スケジュール

送付時期 平成30年6月上旬から7月中旬 (順次送付)

提出期限 平成30年8月17日(金)



「被扶養者状況リスト」が届いたら…

▶ 被扶養者資格再確認の方法

被扶養者資格の再確認後、「被扶養者状況リスト」にチェックしていただき、同封の返信用封筒にて協会けんぽへ提出してください。

※すべての被扶養者が確認の対象に該当しない場合は、再確認が不要ですので、事業主の方へ被扶養者状況リストをお送りいたしません。

マイナンバー確認を同時に実施いたします

協会けんぽが管理している基本情報と住民票の情報が相違している等の理由から、マイナンバーの確認ができない方について、マイナンバーの確認作業を同時に実施いたします。

対象となる方がいる場合には、「マイナンバー確認リスト」を同封していますので、「被扶養者状況リスト」と併せて提出してください。

★ information

大好評につき、昨年に続き

「女性のための健活セミナー」を開催いたします。

乳がん

健康&美容
にいい食習慣

更年期

など

女性の健康に役立つ情報をセミナー形式でお届けします。

平成30年

8/22・8/29・9/12・9/19

全4回開催

詳細が決まり次第、協会けんぽ大阪支部ホームページまたは、協会けんぽ大阪支部メールマガジンなどでご案内いたします。

協会けんぽ 大阪

検索

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区鞆本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6階

登録無料

協会けんぽ大阪支部

メールマガジンのご案内



協会けんぽ大阪支部では、健康保険のお役立ち情報をお送りするメールマガジンを配信しています。登録者は10,000名を突破！健康保険事務担当の皆さまはもちろん、加入者の皆さまにおすすめてです。パソコンやスマートフォンからどなたでも無料で簡単に登録できます。ぜひこの機会にご登録ください。

メールマガジン 配信日

*** タイムリーな情報提供 ***
~毎月1回+臨時号~

リアルタイムな情報が毎月配信されます。また、至急お届けしたい情報は臨時号を配信します。協会けんぽ大阪支部から、ご登録いただいた皆さまへダイレクトに情報提供いたします。

メールマガジン 内容

- 健康保険の制度改正や保険料率変更などの旬な情報
- 健康保険の給付申請について、実務的なアドバイス
- 専門家による健康づくりサポート情報
- 季節の健康情報、健康レシピ

※今までの配信内容については、バックナンバーをご参照ください。



メールマガジン 登録方法

パソコン、スマートフォンのEメールアドレスをお持ちの方であれば、**どなたでも無料**でご登録いただけます。携帯電話・PHSからはご利用いただけません。ご利用は無料です(通信料は除きます)。

スマートフォンでの登録はこちら



登録完了後、完了メールが届きます。

※メールマガジンアドレス(送信専用のアドレスとなります)から配信されます。ドメイン指定・拒否等されている場合はご注意ください。

1 「協会けんぽ大阪支部」ホームページの「大阪支部メールマガジン」をクリック

2 「協会けんぽ大阪支部メールマガジンの登録について」の「新規登録」ボタンをクリック

3 利用規約に同意のうえ、「大阪支部配信登録」画面の項目を入力し、登録ボタンをクリック



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝日・年末年始を除く)

労務事務講習会

【事業所の事務担当者の方を対象に講習会を開催します】

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏・高田 千春氏

- テーマ・日程等 ①【労災・社会保険の実務】 平成30年7月12日(木)・8月8日(水)
～採用時・在職中・退職時の手続き～
- ②【公的年金のしくみを知らう】 平成30年7月25日(水)
～老齢・障害・遺族～

※テーマごとに1事業所1名様のお申し込みになります。

(①については、どちらかの日程を選んでお申し込みください)

<開催場所> 大阪府病院年金会館 <大阪市天王寺区六万町4-11>

<開催時間> 13時30分～16時30分(途中休憩あり)

<定員> 各回120名

- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

- 参加費用 会員事業所の被保険者 無料
非会員事業所の被保険者 3,000円/1テーマ1名 (この講習会から入会希望の方は、無料となります)
非会員事業所の参加決定者には、郵便払込票を送付し、入金確認後、参加証を送付します。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

- 申込締切 ①7月12日開催分 6月26日(火)必着・8月8日開催分 7月20日(金)必着
②7月25日開催分 7月 6日(金)必着

- 申込方法 (ア) 労務事務講習会 参加申込書
(2テーマのお申し込みの場合は、申込書をコピーのうえテーマごとに申込書にご記入ください)
(イ) 宛先を明記した返信用はがき(各テーマごとに1枚必要です)
(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線

労務事務講習会 参加申込書

事業所名称				会員番号(30- -)
非会員の方の入会希望	ある・ない	連絡担当者名		非会員・不明
事業所所在地	〒 -			
電話番号	()			
参加希望		開催日	(フリガナ) 参加者氏名	
テーマ番号	テーマ(講習内容)		男・女	
		月 日()		

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

健康ウォーク

ウォーキングは体調をよくして健康になる効果があります。習慣としてウォーキングを続けると心肺機能を向上させたり、内臓を強くしたり、ストレスを減少させるなど精神状態の改善まで効果があるといわれています。また、ウォーキングは、酸素を取り入れながら運動する有酸素運動です。脂肪の燃焼を進めることから、ダイエット効果もあるといわれています。

ウォーキングを続けるためには、負担に感じることなく楽しみながら歩くことが大切です。ご夫婦や職場の仲間で景色を楽しみながらのウォーキングもいいですよ。

真夏に“涼”を求めて!

武庫川溪谷・廃線・トンネルウォーク

福知山線は昭和61年の複線電化で新たな線路(トンネル)を通したため、4.7kmが廃線となりました。武庫川溪谷に沿った廃線跡は安全対策が施され、いま大人気のスポット。多くの暗いトンネルは、貴方の未来に通じる異次元空間への入り口!



- 主 催 大阪ウォーキング連合
- 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会
- 開 催 日 平成30年7月16日(月/祝) ※雨天決行
- 集合場所・時間 JR/宝塚線 宝塚駅 午前10時00分集合
- コ ー ス 宝塚駅→生瀬駅→西宮名塩→
武庫川溪谷(武庫川廃線跡・トンネル)→ } 約12km
JR・武田尾駅

【トンネル内は暗いので、懐中電灯など各自でご準備願います】
※解散は午後3時頃の予定

※途中リタイアしていただいても構いませんので、お気軽にご参加ください。

- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。

※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。

- 参加費用 無料

参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。

【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】

- 携 行 品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装

お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キトリ線

「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

代表者勤務先名称

電話番号 ()

勤務先住所 〒 -

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主 催 大阪ウォーキング連合 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会